

消費生活相談室

クレジットカードの不正利用にご注意！

内容

カード会社から送られてきた請求書に身に覚えのない商品が記載されていた。家族に確認したが思い当たらないと言う。このカードを利用してネットショッピングをしたこともない。不正に利用されていなか心配だ。(40歳代 女性)

結果

カード会社の調査の結果、相談者とは縁もゆかりもない他県在住の人物がこのカード番号を利用して商品を購入していたことが判明し、カード会社からこの請求金額を返済することで和解した。

ひとこと助言

- ・カード所有者に気付かれにくいように、少額商品を購入する不正利用が増えています。カード会社からの請求明細は必ず確認しましょう。
- ・カードの不正利用に気付いた時は、速やかにカード会社に連絡し、使用停止の手続きを依頼しましょう。もしこのカードで公共料金などの定期引き落としをしている場合は、変更手続きが必要です。

小都市消費生活 相談室

▶窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
／午前9時～正午、
午後1時～4時

▶問合せ先
小都市消費生活相談室
72-2111内線144



どちら119

秋の火災予防運動

発行 2012.11
久留米広域消防本部
三井消防署
72-5101(代)

11月9日～15日までの間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。火災が発生しやすい時季を迎え、火災予防の一層の普及を図ることで、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としています。家庭や職場でも「火の用心」に心がけ、火災のない街づくりにご協力ください。

平成24年度全国統一防火標語 『消すまでは 出ない行かない 離れない』

「住宅用火災警報器」の維持管理は大丈夫ですか？

住宅用火災警報器は、月に1度程度作動点検を行ってください。点検は、作動確認用のボタンを押すか、下がっているひもを引き、音声などが鳴れば異常はありません。

警報器本体の寿命は約10年です。製造年月日を確認し、古いものは交換しましょう。寿命を音声などで知らせるものもあります。また、電池の寿命は5～10年なので、本体と併せて確認しておきましょう。

「警報音に気付き、初期消火と避難ができた事例」

居住者が2階の寝室で就寝中に、住宅用火災警報器が鳴動したため、別室の家族を起こし、起こされた家族が1階のこたつ付近で炎が上がっているのを見た。消火器で初期消火を行い、居住者（4人）全員避難し無事であった。

